

嶺北広域行政事務組合における特定事業主行動計画

令和3年4月1日
嶺北広域行政事務組合消防長

嶺北広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、嶺北広域行政事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 基本的な考え方

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、嶺北広域行政事務組合消防長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、嶺北広域行政事務組合消防長において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も取り組みやすい課題を掲げている。

3. 具体的な取組

①女性職員が安心して勤務できる職場づくりに努める。

女性職員が安心して勤務できる環境を整備するために、女性専用室の設置を含む、消防庁舎のありかたについて調査検討を開始する。

目標：令和7年度までに、採用試験における女性受験者数について、総数に占める割合10%以上を目標とする。

②子どもの出生時における父親の特別休暇の取得促進を図る。

令和3年度より、父親になる（なった）職員が、出産前後の配偶者を支援できるよう、男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得について周知及び積極的な勧奨を行う。

目標：毎年度、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の5日以上の取得割合を75%以上とする。

③様々な機会における休暇の取得促進

令和3年度以降も、職員が様々な機会に休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

【様々な機会の例】こどもの入学式、卒業式、運動会、授業参観、春休み、夏休み等